

令和7年度 第10回杵築市農業委員会総会議事録

令和8年1月9日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館
2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	長 友 礼 子	3番	藤 原 洋 三
4番	小 野 弘 文	5番	田 坂 圭 司	6番	阿 部 正 俊
7番	古 宮 輝 美	8番	永 野 恵	9番	河 野 秀 徳
10番	岩 尾 一 也	11番	藤 松 美 潮	12番	廣 石 良 幸
13番	松 田 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

8番 永 野 恵

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河 村 全 明	緒 方 幸 茂	工 藤 健 司	川 野 勝 彦	杉 本 幸 雄
片 岡 正 子	藤 崎 公 徳	荒 卷 良 直	三 浦 政 己	川 崎 孝 子
古 宮 政 俊	加 藤 定 一	甲 斐 義 信	伊 藤 美 生	宮 本 達 夫
豊 田 健 二	野 田 由 紀	三 浦 真 治		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主査	阿 部 貴 之

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 42 号	農地法第3条の申請について
議案第 43 号	農地法第5条の申請について
議案第 44 号	非農地証明願いについて
議案第 45 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
報告第 10 号	農地法第4条許可処分の取消願いについて
報告第 11 号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和7年度第10回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9 : 35 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、4番小野弘文委員、7番古宮輝美委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より中根次長並びに阿部主査を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第42号から議案第45号までの4議案30件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第42号」「農地法第3条の申請について」の6番を議題といたします。番号6番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 ■■■■ 委員には退出していただきたいと思っております。
	< ■■■■ 委員、退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
阿部主査	事務局の阿部です。よろしくお願いします。 議案書1ページをお開きください。 「議案第42号」 農地法第3条の申請について 農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号6番、申請人、譲渡人、 ■■■■ 区、 ■■■■ 、 ■■ 歳、譲受人、 ■■■■ 区、 ■■■■ ■■■■ 、設立 ■■ 年。申請の土地、 ■■■■ 、地番 ■■■■ 、地目、台帳、現況ともに田、地積 ■■■■ m ² 、他6筆、合計7筆の ■■■■ m ² 。譲受人の経営面積は、田畑合わせて ■■■■ a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	6番について、 ■■■■ 農地委員より説明願います。
■■■■ 委員	12月22日に ■■■■ 委員と事務局2名と現地確認を行いました。 ■■■■ から2kmほどのぼったところにあります。 ■■■■ さんの土地は ■■■■ 区に入って抜けるところまでに7枚あります。本人と息子に耕作する予定がないため、今のうちに ■■■■ へ引き渡したいとのことですが。 ■■■■ も若手の人夫さんもいるので、しっかりと管理してくれると思います。ただ、 ■■■■ さんは取得して5年たたないうちに処分するという事なので、杵築市の今後が危ぶまれる状態なのではないかと感じています。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、管理が困難な譲渡人と、申請地周辺で耕作を行っている譲受人との間で売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、以前より申請地の周辺農地で水稻耕作を行っており、取得後は周辺農地同様、水稻耕作を行うことから耕作及び管理については問題ないものと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号6番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、 ■■■■ さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得

	<p>について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第42号」の6番について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見・質疑なしとの声あり</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第42号」の6番については、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしとの声あり</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第42号」の6番については、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。</p>
	<p>< ■■■■委員、入室 ></p>
議長	<p>次に、「議案第42号」の1番から5番を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
阿部主査	<p>番号1番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、78歳。譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに畑、地積■■■■㎡、他1筆、合計2筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農地委員より説明願います。</p>
■■■■委員	<p>国道45号線から山手に1kmほど入ったところにあります。12月22日に■■■■委員と事務局2名と譲渡人と現地確認を行いました。高齢化による管理困難のため譲り渡したいとのこと。譲受人は経営面積が■■■■aあります。現地はハウスマキンの土地であり、非常に丁寧に管理されていて、倉庫もついていますので、問題ないと思います。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■■委員	<p>立地条件がよく、良い話だと思います。後に非農地証明の案件もありますが、高齢化で農業ができないとのことですので、審議をお願いします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
阿部主査	<p>許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、農家を営む譲受人との間で売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は譲渡人と知人であり、取得後は、引き続き屋根掛けみかん及び露地ミカンを栽培していくことから今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p>

	<p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
阿部主査	<p>番号2番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]、地番[]、地目、台帳現況ともに田、地積[]m²、他1筆、合計2筆の[]m²。譲受人の経営面積はありません。理由は、親族への贈与、親族からの受贈です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>2番について、[]農地委員より説明願います。</p>
[]委員	<p>12月22日に事務局2名と[]委員と譲受人で現地確認を行いました。[]の裏手にあります。譲受人は[]にすんでいますが、実家が現地から7分ほどのところにあり、農機具がほとんどそろっていて、経営的には問題ないと思います。</p>
議長	<p>2番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
[]委員	<p>譲渡人と譲受人はきょうだいです。農業についても、非常に技術ある人が指導しているようなので、問題ないと思います。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
阿部主査	<p>許可基準です。今回、親族間で贈与の話がまとまったため申請となりました。譲渡人と譲受人は姪と叔父の間柄です。譲受人は、今回の取得により農業開始となりますが、以前から申請地及び隣地周辺でも水稻栽培を行っている者と共に耕作を行うことから、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻耕作を行います。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われまます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
阿部主査	<p>番号3番、申請人、譲渡人、[]、[]、[]歳。譲受人、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]、地番[]、地目、台帳現況ともに田、地積[]m²、合計1筆の[]m²。譲受人の経営面積はありません。理由は、市外在住のため、空き家取得と農業開始です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>3番について、[]農業委員より説明願います。</p>
[]委員	<p>12月19日、本人と事務局2名と現地確認を行いました。[]さんは空き家購入の目的でしたが、農業に興味があったため、同時購入となります。家は[]の杵築寄りの手前にあります。2分程度の場所に農地があるため近くて便利であると思います。にんにく、きゅうりなどの作付けを予定していて、小農機具等も準備しているようです。現在、[]在住で[]のようですが、空いた日を中心に息子さんの協力もあり農業に従事したいとのこと。このまま置い</p>

	ても農地が荒れるだけなので、適正な案件だと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、市外在住のため農地の管理が困難な譲渡人と、空き家と併せて農地も取得する譲受人との間で、売買の話がまとまったための申請です。譲受人は、申請地周辺にも倉庫があり、今回取得する空き家を拠点に農業開始します。申請地ではニンニクの栽培を計画しており、近隣に指導者もいることから、耕作及び管理について問題ないものと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号4番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに田、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■■a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	<p>■■■■委員と事務局2名と現地確認を行いました。■■■■の道路を東へ約1.5km進んだ先にある■■■■近くです。■■■■さんの案内で確認しました。■■■■さんのにんにく畑の隣で、■■■■さんの高齢化で管理が難しくなったための要望のようです。現況は管理がなされていて、日当たりと排水がよく、すぐにでも耕作可能な土地です。所有している機械はトラクター、草刈り機です。夫婦二人で田畑合わせて■■■■a耕作しております。移転にあたって周囲への影響はないのではないかと思います。審議をお願いします。</p>
議長	4番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>■■■■さんについては、■■■■の下に農地がありますが、そこで■■■■さんがにんにくを栽培しています。今回の土地でもにんにくを栽培するようです。■■■■さんの面積拡大につながりますので、問題ない案件と思います。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺で耕作する譲受人との間で売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、以前より申請地の周辺農地においてニンニク栽培を行っており、取得後は周辺農地同様、ニンニクの栽培を行うことから耕作及び管理については問題ないものと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p>

	以上です。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号5番、申請人、譲渡人、 ■■■■ 、 ■■■■ 、 ■■■■ 歳。譲受人、 ■■■■ 区、 ■■■■ 、 ■■■■ 歳。申請の土地、大字 ■■■■■■■■■■ 、地番 ■■■■■■■■ 、地目、台帳、現況ともに田、地積 ■■■■ m ² 、他7筆、合計8筆の ■■■■ m ² 。譲受人の経営面積は、田畑合わせて ■■■■ a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	5番について、 ■■■■ 農地委員より説明願います。
■■■■ 委員	12月17日に委員と事務局2名と現地確認を行いました。 ■■■■■■■■■■ の前にあります。水田が2枚ありますが、高圧線が通っていて、8筆と多くなっています。譲渡人は ■■■■ 住まいで家族もこちらにおらず、維持管理ができないとのことで、管理してくれる人を探していました。今回の土地の近くで耕作していた譲受人は定年退職後に農業に従事し、面積を増やしている人で適任者と思います。
議長	5番について、 ■■■■ 農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■ 委員	譲受人のお父さんも高齢ですが農業に協力的です。審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺で耕作する譲受人との間で売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、以前より申請地の周辺農地において水稻を耕作しており、取得後は周辺農地同様、水稻の耕作を行うことから耕作及び管理については問題ないものと判断されます。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号5番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、 ■■■■ さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、地域計画及び墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第42号」の1番から5番について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第42号」の1番から5番については、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第42号」の1番から5番については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第43号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	事務局の梶原です。よろしく申し上げます。 議案書3ページをお開きください。

	<p>議案第43号 農地法第5条の申請について</p> <p>農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>一般転用（所有権の移転）になります。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、[]区、[]、農業、[]歳。転用者、[]、[]、法人、設立[]年。申請の土地、大字[]、地番[]、地目、畑、地積[]㎡、外1筆、合計2筆の[]㎡。申請内容、進入路用地として。申請理由、申請地北側での工場建設に当たり、大型車両が通行できるよう現存の進入路を拡幅したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	[]の前にある会社です。申請地北側は[]のときに[]があった場所ですが、その土地で工事する際に道路幅が狭く、大型車両が通らないため譲渡人をお願いして農地をもらい、進入路を作るようです。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	[]の有効利用のため工事を行う際の工事車両の進入路の拡幅です。申請面積が広いですが、のり面が必要であるためです。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	<p>転用者の法人は、事業規模拡大を図るため工場の増設を計画し、申請地北側の[]を令和6年4月22日付で杵築市から払下げを受け、取得しています。建設に当たり、既存の進入路では大型車両が出入り出来ないため、隣接する農地の一部を分筆して買収するとともに、進入路拡幅を目的として転用することで、土地所有者とお話がまとまったため、今回の申請になりました。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断されます。「第2種農地」は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。そのため、代替地の検討も行いましたが、新たな進入路を作るよりも既設進入路の拡幅だけで目的が達成できること、適切な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。また、この土地が農用地区域外農地・地域計画区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側・西側は宅地、東側は田及び畑、南側は公衆用道路にそれぞれ接しており、東側の農地については土地所有者である[]さんの所有地であるため、今回の転用に関して、営農上の問題はありません。</p> <p>排水計画につきましては、東側農地への雨水進入を防ぐため、造成工事時に排水路を設置するとともに、既設の進入路の排水先である南側の市道側溝を利用する計画で、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。</p> <p>金融機関の残高照会書が添付されており、資力について確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p>

	況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成21年9月頃に杵築市から里道の払下げを受けて申請地を取得したが、土地の形状から耕作ができず、取得時点から雑草が生い茂っており、農地としての利用を断念したとのことです。 以上です。
議長	2番について、 農地委員より説明願います。
 委員	12月22日に 委員と事務局2名と現地確認を行いました。 のすぐ裏手の堤防沿いで、里道の払い下げを受けた土地です。細長く、農地には不向きです。水源もなく、農地としては利用価値がないため、今回の申請となりました。
議長	2番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	11月総会の際に周辺の土地を非農地にしたところですが、今回の土地だけ抜けてしまっていて、残っていたため今回の申請となりました。ここだけ非農地にできないということもないので、全ての土地の非農地化をすべきと思います。本人も抜けていたのが申し訳ないとのことでした。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	現地を12月22日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。申請者は、平成21年に市から払下げを受けて申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、土地の有効活用のため売却するとのことです。 以上です。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号3番、申請者、 区、 、申請の土地、大字 、地番 、地目、畑、地積 ㎡、合計1筆の ㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成15年に売買により申請地を取得したが、取得時点から雑木・雑草が生い茂っており、農地としての利用を断念したとのことです。 以上です。
議長	3番について、 農業委員より説明願います。
 委員	12月19日に事務局2名と代理人と現地確認を行いました。手つかずの状態、雑木と竹が生い茂っている状態でした。周辺も同じように荒れている状態でしたので、利用は困難と思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	現地を12月19日に、 農業委員と確認しました。 申請者は、平成15年に売買により申請地を取得しています。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、隣接する宅地の所有者へ売却するとのことです。

	以上です。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号4番、申請者、 区、 、申請の土地、大字 、地番 、地目、田、地積 ㎡、他4筆、合計5筆の ㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和35年頃までは前所有者の父がお米を作っていたが、土地の形状や高低差により耕作が困難だったことから、農地としての利用を断念したとのことです。 以上です。
議長	4番について、 農業委員より説明願います。
 委員	12月19日に事務局2名と代理人で現地確認を行いました。申請地は周辺が道路、隣接地が開発により高くなり、申請地が低くなったことで農地としての利用が困難となりました。現在は雑木が生い茂っています。審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	現地を12月19日に、 農業委員と確認しました。申請者は、平成19年に相続により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は令和8年1月20日受付分で農用地区域からの除外申請中であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、土地の有効活用のため売却するとのことです。 以上です。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号5番、申請者、 、 、申請の土地、大字 、地番 、地目、田、地積 ㎡、他1筆、合計2筆の ㎡。申請地の状況は宅地及び原野で、転用又は耕作放棄された理由は、 については、平成14年頃に親戚が許可を得ることなく住宅を建築してしまった。 については、相続時点から雑木・雑草が生い茂っており農地としての利用を断念したとのことです。 以上です。
議長	5番について、 農地委員より説明願います。
 委員	12月17日に農業委員と事務局2名と現地確認を行いました。立会人として さんが来ました。 は30年ほど前に さんが家と倉庫を建ててしまったとのことです。現在は さんのお父さんが住んでいるようです。現地は清掃も草刈りもされているところなので、問題ないと思います。 は30年以上耕作されておらず、道もなくなっている状態なので、水田への復帰は望めません。よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	現地を12月17日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。申請者は、平成17年に相続により申請地を取得しています。2633番については、前所有者である母の代に親戚が住宅を建ててしまったとのことで、このことについては始末書が提出されています申請地の現況

	<p>は、証明書発行基準第2の5及び2の4に該当します。また、[REDACTED]については令和8年1月20日受付分で農用地区域からの除外申請中であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に、現在住宅に居住している親戚へ名義変更することです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第44号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見・質疑なしとの声あり</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第44号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしとの声あり</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第44号」については、非農地証明書を発行することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第45号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の17番及び18番について議題といたします。番号17番及び18番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、[REDACTED]委員には退出していただきたいと思えます。</p>
	<p>< [REDACTED]委員、退出 ></p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
阿部主査	<p>議案書6ページをお開きください。</p> <p>「議案第45号」「農用地利用集積等促進計画(案)」に対する意見について</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。</p> <p>これまでは「公社への貸付」、と「公社からの貸付け」をそれぞれ分けてご説明させていただいておりましたが、今回から、分けることなく貸人から公社を通し、借人へ貸し付けるといった一連の流れでご説明いたします。</p> <p>それではまず、番号17番と番号18番の案件について説明します。</p> <p>議案書10ページをお開き下さい。番号17番 申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳、申請の土地、[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、田、地積[REDACTED]㎡、他6筆、計7筆 [REDACTED]㎡の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、番号18番、借人、[REDACTED]区、[REDACTED]、設立[REDACTED]年への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は10年新規、借人の経営面積は、田畑合わせて[REDACTED]aです。土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書19ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第45号」の17番及び18番について、事務局より説明がございましたが、各委</p>

	員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第45号」の17番及び18番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第45号」の17番及び18番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■委員、入室 >
議長	次に、「議案第45号」の1番から16番について議題といたします。事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>議案書6ページをお開き下さい。</p> <p>番号1番 申請人、貸人、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、計1筆の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、番号2番、借人、■■■■区、■■■■、■■■■歳への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は10年新規、借人の経営面積は、田畑合わせて■■■■aです。土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書12ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。</p> <p>続きまして、議案書7ページをお開き下さい。</p> <p>番号3番 申請人、貸人、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、他15筆、計16筆■■■■㎡の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、番号4番、借人、■■■■区、■■■■、■■■■歳への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は10年、新規、借人の経営面積は、田畑合わせて■■■■aです。土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書13ページから14ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。</p> <p>続きまして、番号5番 申請人、貸人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、他1筆、計2筆、■■■■㎡の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、議案書8ページ、番号6番、借人、■■■■区、■■■■、■■■■歳への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は10年新規、借人の経営面積は、田畑合わせて■■■■aです。土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書15ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。</p> <p>続きまして、番号7番 申請人、貸人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、計1筆の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、番号8番、借人、■■■■区、■■■■、■■■■歳への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は10年新規、借人の経営面</p>

	<p>積は、田畑合わせて■■■■■aです。土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書16ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。</p> <p>続きまして、番号9番の申請人、貸人、■■■■■区、■■■■■、■■■■■歳から番号13番の申請人、貸人、■■■■■、■■■■■までの土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、議案書10ページ、番号14番、借人、■■■■■区、■■■■■、■■■■■、設立■■■■■年への貸付となります。耕作作物は柚子です。設定期間は10年新規、借人の経営面積は、田畑合わせて■■■■■aです。</p> <p>土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書17ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。</p> <p>続きまして、番号15番 申請人、貸人、■■■■■区、■■■■■、■■■■■歳、申請の土地、大字■■■■■、地番■■■■■、地目、■■■■■、地積■■■■■㎡、他1筆、計2筆、■■■■■㎡の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、番号16番、借人、■■■■■区、■■■■■、■■■■■歳への貸付となります。耕作作物は牧草です。設定期間は10年新規、借人の経営面積は、田畑合わせて■■■■■aです。なお、これまで紹介しました案件の、土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書12ページから19ページまでの農用地貸付調書に記載していますので、各自、お読み取りください。</p> <p>よって、今回の利用権の設定は、番号1番から18番までとなり、貸し手農家数11戸、借り手農家数7戸。公社への貸付は、11件で、35筆、■■■■■㎡のうち、■■■■■㎡。対しまして、公社からの借入は、7件で、35筆、■■■■■㎡のうち、■■■■■㎡。合計18件で、70筆、■■■■■㎡のうち、■■■■■㎡が利用権の設定面積です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第45号」の1番から16番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見・質疑なしとの声あり</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第45号」の1番から16番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしとの声あり</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第45号」の1番から16番については、「意見なし」として報告します。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第10号」及び「報告第11号」がありますので、事務局より報告願います。</p>
梶原主査	<p>議案書20ページをお開きください。</p> <p>報告第10号 農地法第4条許可処分の取消願いについて</p> <p>下記の土地について農地法第4条許可処分の取消願いが提出されたので報告します。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■■区、■■■■■、農業、■■■■■歳。申請の土地、大字■■■■■、■■■■■。地目、畑、地積■■■■■㎡、合計1筆の■■■■■㎡。当初申請内容、植林。取消申請理由、申請地は令和4年6月24日付けで農地法第4条により植林用地として転用許可され、杉を植えて山林として管理する計画だったが、病気のため植林が困難になり、当該計画の実施を断念した。</p>

	<p>以上、報告いたします。</p>
<p>阿部主査</p>	<p>議案書21ページをお開きください。</p> <p>報告第11号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について。</p> <p>下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。</p> <p>番号1番と番号2番についてですが、関連がございますので併せてご報告します。番号1番の借人、■■■■、■■■■、■■歳が公益社団法人大分県農業農村振興公社を通し借り入れている土地、大字■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、他2筆、合計3筆を番号2番の貸人、■■■■区、■■■■、■■歳に返還するための合意解約です。借人、■■■■氏の耕作が困難となったためです。</p> <p>議案書22ページをお開き下さい。</p> <p>番号3番から番号8番につきましても、関連がございますので併せてご報告します。番号3番の借人、■■■■区、■■■■、■■歳が公益社団法人大分県農業農村振興公社を通し借り入れている土地、大字■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、他18筆、合計19筆、■■■■㎡を番号4番の貸人、■■■■、■■歳。番号5番の貸人、■■■■、■■歳。番号6番の貸人、■■■■、■■歳。番号7番の貸人、■■■■、■■■■、■■歳、番号8番の貸人、■■■■、■■歳に返還するための合意解約です。借人、■■■■氏が耕作農地を整理するためです。</p> <p>続きまして、番号9番と議案書24ページの番号10番につきましても、関連がございますので併せてご報告します。番号9番、借人、■■■■区、■■■■、■■歳が公益社団法人大分県農業農村振興公社を通し借り入れている土地、大字■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、他3筆、合計4筆を番号10番の貸人、■■■■、■■■■、■■歳に返還するための合意解約です。借人、■■■■氏が耕作農地を整理するためです。</p> <p>続きまして、番号11番と番号12番につきましても、関連がございますので併せてご報告します。番号11番の借人、■■■■、■■■■、■■歳が公益社団法人大分県農業農村振興公社を通し借り入れている土地、大字■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、計1筆を番号12番の貸人、■■■■、■■■■、■■歳に返還するための合意解約です。借人、■■■■氏の耕作が困難となったためです。</p> <p>続きまして、番号13番、借人、■■■■、■■■■、■■歳が、土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、他4筆、計5筆の■■■■㎡を貸人、■■■■、■■■■、■■歳に返還するための合意解約です。借人、■■■■氏の耕作が困難となったためです。</p> <p>続きまして、議案書25ページです。</p> <p>番号14番と番号15番につきましても、関連がございますので併せてご報告します。番号14番の借人、■■■■区、■■■■、■■歳が公益社団法人大分県農業農村振興公社を通し借り入れている土地、大字■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、他5筆、計6筆を番号15番の貸人、■■■■、■■■■に返還するための合意解約です。借人、■■■■氏が土地の売買を行うためです。</p> <p>以上です。</p>

議長	以上をもちまして、令和7年度第10回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10 : 35 終了)